

青森県報

第二百七十号

令和三年
二月十二日
(金曜日)

目次

告 示

- 一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請……………(環境保全課) ……一
- 産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請……………(同) ……二
- 特定行為業務の登録……………(高齢福祉
保険課) ……三
- 農地を利用する権利の設定の裁定……………(構造政策課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(中南地域
県民局) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(西北地域
県民局) ……四

告 示

青森県告示第八十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八條第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和三年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

有限会社ループ

2 住所

三沢市大字三沢字上屋敷一六三の六三

3 代表者の氏名

取締役 田嶋 さきの

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

三沢市大字三沢字戸崎一〇一の三九二、三九四、六〇五、一五五八、一五六四、一五八八

三 一般廃棄物処理施設の種類

ごみ処理施設(焼却施設)

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ、可燃性粗大ごみ(これらについて、産業廃棄物との混焼に限る。また、可燃ごみについては感染性廃棄物であるものを含み、可燃性粗大ごみについては産業廃棄物である廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずと同様の形態であるものに限る。)

五 申請年月日

令和三年一月二十五日

六 申請書及び一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境保全課

三八地域県民局環境管理部

三沢市市民生活部清掃センター

2 期間

令和三年二月十二日から同年三月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時まで

七 意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の

保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年三月二十五日

2 提出先

〒〇三〇―八五七〇 青森市長島一丁目の一

青森県環境生活部環境保全課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の設置の場所及び種類
- (三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第八十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和三年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

有限会社ループ

2 住所

三沢市大字三沢字上屋敷一六三の六三

3 代表者の氏名

取締役 田嶋 さきの

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

三沢市大字三沢字戸崎一〇一の三九二、三九四、六〇五、一五五八、一五六四、一五八八

三 産業廃棄物処理施設の種類

汚泥の焼却施設 廃油の焼却施設 廃プラスチック類の焼却施設 産業廃棄物の焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（これらについて、感染性廃棄物であるものを含む。また、汚泥、廃油、廃プラスチック類以外の廃棄物については混焼に限り、燃え殻、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずについては許可のある可燃性の廃棄物に付着したものに限り、廃酸、廃プラスチック類、金属くずの混合物については廃リチウムイオン電池に限る。）

五 申請年月日

令和三年一月二十五日

六 申請書及び産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境保全課
三八地域県民局環境管理部
三沢市市民生活部清掃センター

2 期間

令和三年二月十二日から同年三月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時まで

七 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年三月二十五日

2 提出先

〒〇三〇―八五七〇 青森市長島一丁目の一
青森県環境生活部環境保全課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

- (一) 意見書の提出の対象となる産業廃棄物処理施設の設置の場所及び種類
- (二) 意見
- (三) 言語
- 4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第八十九号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和三年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇二〇〇一 三〇九	令和 三・二・四	氏名又は 社名	社会福祉 法人若菜 会	住所	五所川原 市大字前 二の二	事務所 名称	五所川原 市大字前 二の二	業務開始 年月日	令和 三・二・五	備考
〇二〇〇一 三〇九	〃	〃	社会福祉 法人若菜 会	五所川原 市大字前 二の二	五所川原 市大字前 二の二	五所川原 市大字前 二の二	〃	〃	〃	〃	介護予防 短期入所 生活介護

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和三年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
三戸郡三戸町大字貝守字北沢八〇の一	田	五、四四九
三戸郡三戸町大字貝守字北沢八〇の二	〃	一、二〇五
三戸郡三戸町大字貝守字北沢八〇の三	〃	一、四九七

二 利用権の内容

農地の区分	利用権の内容
三戸郡三戸町大字貝守字北沢八〇の一	田
三戸郡三戸町大字貝守字北沢八〇の二	〃
三戸郡三戸町大字貝守字北沢八〇の三	〃

三 利用権の始期及び存続期間

農地の区分	利用権の始期	存続期間
三戸郡三戸町大字貝守字北沢八〇の一	令和三年四月一日	五年
三戸郡三戸町大字貝守字北沢八〇の二	〃	〃
三戸郡三戸町大字貝守字北沢八〇の三	〃	〃

四 借賃に相当する補償金の額

農地の区分	借賃に相当する補償金の額(円)
三戸郡三戸町大字貝守字北沢八〇の一	五四、四九〇
三戸郡三戸町大字貝守字北沢八〇の二	一一、〇五〇
三戸郡三戸町大字貝守字北沢八〇の三	一四、九七〇

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに青森地方務局八戸支局に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

農地の区分	所有者等に係る情報
三戸郡三戸町大字貝守字北沢八〇の一	平成二十四年二月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
三戸郡三戸町大字貝守字北沢八〇の二	〃
三戸郡三戸町大字貝守字北沢八〇の三	〃

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 あけほの建設

二 氏名 三上巖

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字小比内一丁目一の二二

四 許可番号 青森県知事許可(般一二八)第一四二二三号

五 取消年月日 令和三年一月二十八日
六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となった事実

令和二年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 あけほの建設

二 氏名 三上巖

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字小比内一丁目一の二二

四 許可番号 青森県知事許可(般一三〇)第一四二二三号

五 取消年月日 令和三年一月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 小田桐建具店

二 氏名 小田桐憲一

三 主たる営業所の所在地 五所川原市字錦町一の一六

四 許可番号 青森県知事許可(般―二七)第四〇〇三九三号

五 取消年月日 令和三年一月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

左官工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、塗装工事業及び防水工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年一月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円